イベント開催時のチェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

開催 概要 本項目では、チェックリストを記入する前に、イベント の情報をご登録ください。

イベント名

第78回日本顕微鏡学会 学術講演会

http://conference.wdc-jp.com/microscopy/conf2022/index.html

出演者・ チーム等 学会参加者(土曜日の市民公開講座では一般の方も参加)

開催日時

令和4年5月10日(火)~令和4年5月14日(土) ※日時の詳細はプログラム冊子PDF版の通り

開催会場

ビッグパレットふくしま

会場所在地

963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地

主催者

日本顕微鏡学会 第**78**回日本顕微鏡学会 学術講演会 実行委員会

主催者所在地

〒960-1295 福島市光が丘1番地 福島県立医科大学 医学部 解剖・組織学講座

主催者 連絡先

(電話番号)

024-547-1124

(メールアドレス)

ism78[at]microscopy.or.jp

収容率 (上限) 【 100% (※) (大声なし)

V

人と人とが触れ合わない 程度の間隔

50% ^(※) (大声あり)

収容人数

5,632人

参加人数

約700人

その他 特記事項

講演や質疑応答を伴う学術会議

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

1

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止 イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制(マスク 着用や大声 を出さない こと)の徹 底

【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する ため、適切なマスク(品質の確かな、できれ ば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さ ないことを周知・徹底し、そうした行為をす る者がいた場合には、個別に注意、退場処分 等の措置を講じる。

(※) 大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量 で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声 を出す行為」と読み替える。

②手洗、手 指・施設消 毒の徹底

- 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。
- ③換気の徹 底
- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換 「気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上等)の徹底。

- ④来場者間 の密集回避
- ✓ 入退場時の密集を回避するための措置(入場 ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。
- 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制 限

- 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感 **✓** 染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。
- lacksquare飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感 lacksquare染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食 専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可 否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等 ✓ を防ぐ対策を検討。)。

6出演者等 の感染対策

- 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する **✓** 者)は出演・練習を控えるなど日常から出演 者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出 **✓** する出演者やスタッフ等の関係者間での感染 リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・ **✓** 休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講 じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。

⑦参加者の 把握・管理 等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 $\overline{\mathsf{V}}$
- 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症 V 状)等を理由に入場できなかった際の払戻し 措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等 **√** イベント前後の感染防止の注意喚起。